

## 若年者の消費者被害対策を欠いた民法の成年年齢引下げに反対する会長声明

2018年（平成30年）3月13日

兵庫県弁護士会

会長 白 承 豪

### <声明の趣旨>

民法の成年年齢の引下げについては、若年者への消費者被害拡大を防止するための十分な施策の準備と、時間をかけた国民的議論を経た上で決定していく必要があると考えるところ、これらが実現していない現時点においては、若年者の消費者被害対策を欠いたものとして、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることに反対する。

### <声明の理由>

当会は、2015年（平成27年）7月27日「民法上の成年年齢を18歳に引下げることについて慎重な検討を求める会長声明」を発出し、若年者の消費者被害の救済と抑止に未成年者取消権が果たしてきた役割を十分検証し、民法上の成年年齢の引下げについては慎重な検討をすることを強く求めてきた。

しかるに、政府は、今般、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正法案を国会に提出するに至った。

しかし、成年年齢引下げの前提として不可欠な若年者の消費者被害対策は全く不十分であり、現時点において成年年齢引き下げは拙速と言うべきである。

すなわち、民法の成年年齢を18歳に引き下げると、18歳、19歳の若年者が、民法5条が定める未成年者取消権を失うこととなり、若年者への消費者被害がさらに拡大する懸念がある。若年者は、社会経験が不十分なことや被害にあったときの対応能力を十分に備えていないことから、様々な消費者被害に巻き込まれやすい。加えて、18歳、19歳という年齢は、進学・就職・転居等の人生における大きな節目を迎える年齢であり、悪質業者を含む事業者の勧誘に曝され、高額の支払いを伴う契約を締結させられるなど消費者トラブルに遭遇する機会が拡大する時期でもある。これまで、18歳、19歳の若年者は未成年者取消権により守られており、未成年者取消権は、未成年者に違法・不当な契約を勧誘する悪質業者に対する大きな抑止力となってきた。このことは、未成年者取消権を失う20歳から消費者被害の相談件数が急増すると国民生活センターが報告していることから明らかである。そのため、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権を失えば、消費者被害に巻き込まれる可能性が高まることは確実であって、民法の成年年齢引下げは若年者への消費者被害の増加につながる大きな危険を有している。

したがって、仮に民法の成年年齢を引き下げるのであれば、これまで未成年者取消権が果たしてきた消費者保護機能を代替する新たな若年者の消費者被害対策を先に行うことにより、若年者への消費者被害拡大を防止し、若年者が安心して社会に出られるようにする環境整備が不可欠である。確かに、同じく本年通常国会に提出された消費者契約法の改正法案では「不安をあおる告知」、「恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用」などの困惑類型取消権が追加されており、一定の手当がなされる見込みではある。しかし、その対象はなお制限的であり、改正法案だけでは、未成年者の知識、経験、判断力の不足など合理的な判断を行うことができない事情を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約を締結させる不当勧誘行為全般を規制するには至っておらず、若年者の消費者被害対策としては不十分である。これでは、18歳、19歳の若年者が社会人としての出発の場面において消費者被害の標的とされてしまうことは必至である。

当会は、民法の成年年齢の引下げについては、若年者への消費者被害拡大を防止するための十分な施策の準備と、時間をかけた国民的議論を経た上で決定していく必要があると考える。

よって、これらが実現していない現時点においては、若年者の消費者被害対策を欠いたものとして、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることは反対する。

以上